

国民健康保険料（税）の軽減制度と任意継続被保険者について

（お知らせ）

平成22年4月1日から、市町村が運営する国民健康保険制度において、倒産・解雇などにより離職された方（雇用保険の特定受給資格者）及び雇止めなどにより離職された方（雇用保険の特定理由離職者）（以下「特定受給資格者等」といいます。）の国民健康保険料（税）を軽減する制度（以下「軽減制度」といいます。）が開始されます。

軽減制度においては、特定受給資格者等の国民健康保険料（税）について、離職の翌日からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定することになり、失業後、任意継続被保険者となった場合よりも納めるべき保険料が低くなる場合があります。双方の保険料等を比較し、どちらに加入するかご検討願います。

国民健康保険料（税）の額や軽減制度に係るお問合せは、お住まいの市区町村へご相談ください。

1 任意継続被保険者になっている方

任意継続被保険者になっている方が国民健康保険料（税）の軽減制度に該当するため、国民健康保険に加入される場合、任意継続被保険者の資格を喪失しなければ国民健康保険に加入できませんが、毎月の保険料を納付期限（10日）までに納付しなかったときは、その月の11日に資格を喪失することになります。

2 任意継続被保険者の保険料を前納している場合

保険料を前納している場合には、ご本人の申出により、保険料の前納を初めからなかったものとする取扱いがあります。

具体的な申出方法については、次のとおりとなります。

(1) 申出方法

申出書に必要事項及び前納を初めからなかったものとする理由を記入のうえ、兵庫県建築健康保険組合へ提出してください。

(2) 前納保険料の精算・還付額

申出書を受付した時点での保険料還付額を計算し、任意継続被保険者資格の未経過期間分

を、申出書に記入された口座に後日振り込みます。

なお、還付額については、納付済み前納保険料額から任意継続被保険者資格の期間経過分の各月の保険料額を控除した額となります。

(3) 任意継続被保険者の資格喪失

任意継続被保険者になっている方は、その資格を喪失しなければ国民健康保険に加入できませんが、前納を初めからなかったものとするための申出を行った場合には、申出を行った月の翌月にその月分の保険料の納付義務が発生するため、その月の保険料を納付期限（10日）までに納付しなかったときは、その月の11日に資格を喪失することになります。

3 その他

兵庫県建築健康保険組合としては、国民健康保険料（税）の軽減制度に該当しない方であっても、保険料の前納を初めからなかったものとする取扱いを実施します。

申 出 書

平成 年 月 日

兵庫県建築健康保険組合理事長 様

平成 年 月 日に行った保険料の前納について、下記の理由により初めからなかったものとするよう申出を行いますので、前納した保険料について精算していただきますようお願いいたします。

理 由	1. 特定受給者等の国民健康保険料（税）の軽減措置に該当するため。
	2. その他（ ）

任意継続被保険者が記入するところ	被保険者証の記号・番号				生 年 月 日							
	9 0 0				昭和				平成			
	氏名	(フリガナ)										
		(印)										
住所	(フリガナ)											
	〒 -											
電話 ()												

健康保険料還付請求書

前納した保険料の清算金については、下記の口座に振り込んでください。

払渡希望の銀行名	預金種別	当座・普通	名義人	(フリガナ)
銀行 支店	口座番号			